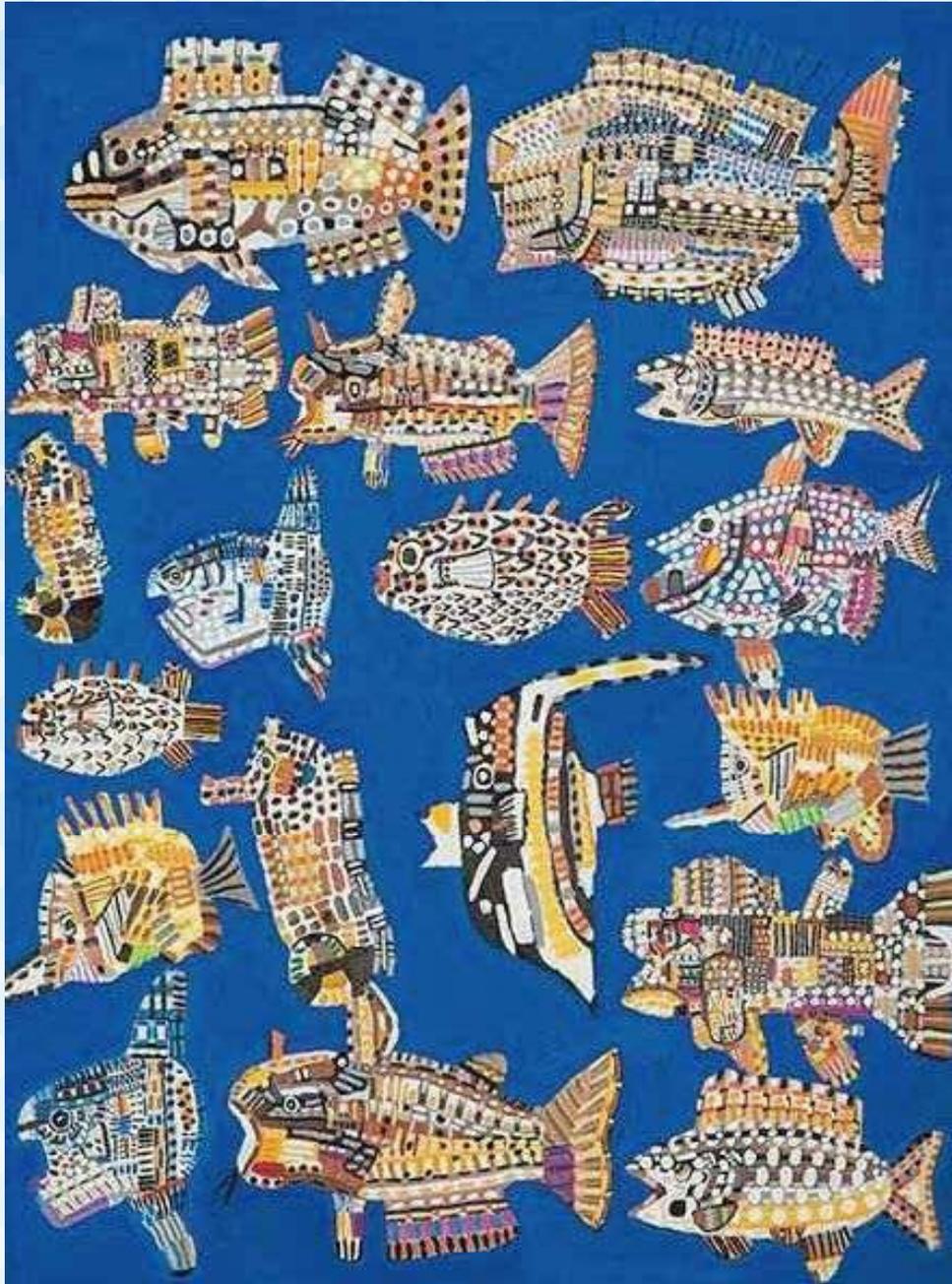
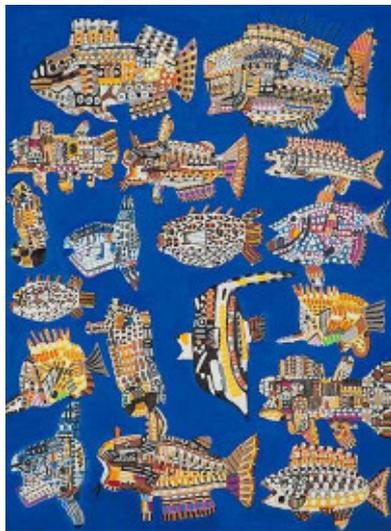


第2期川崎市特別支援教育推進計画



平成 27 (2015) 年 3 月
川崎市教育委員会



「魚物語」

日本学生油絵会主催 第64回学展入賞作品

中央支援学校高等部3年 星 拓実さん

はじめに

川崎市の特別支援教育は、かわさき教育プランの重点施策である「共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む」ことに位置づけられ、平成 17 年 3 月に策定した本市の 10 年間の特別支援教育の方針である川崎市特別支援教育推進計画に基づき取り組んできました。

この間、国においては、「障害者の権利に関する条約」の批准に向けた議論が行われ、平成 23 年 8 月には、障害者基本法の一部を改正する法律が施行され、教育については、「可能な限り障害者である児童生徒が、障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるように配慮する」ことが規定されました。平成 24 年 7 月には中央教育審議会初等中等教育分科会において、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」が提出され、その中で「共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある」ことなどが述べられています。また、平成 25 年 6 月には障害者差別解消法の公布があり、平成 26 年 1 月「障害者の権利に関する条約」の批准書が国連に提出されたところです。

このように、特別支援教育をめぐる状況は変化しており、これまでの教育に加え、より充実した対応が求められています。

こうした中、平成 26 年度に川崎市特別支援教育推進計画の計画期間が終了することに伴い、平成 24 年 6 月に川崎市特別支援教育推進検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、これまでの成果と課題を検証・分析しながら、今後の本市の特別支援教育の在り方について検討を進めてきました。平成 26 年 3 月に検討委員会から報告書が提出され、この報告書に基づき、平成 27 年度から概ね 10 年間の計画期間とした第 2 期川崎市特別支援教育推進計画を策定します。

平成 27（2015）年 3 月

川崎市教育委員会

目 次

第1章 推進計画の基本的な考え方

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間及び運用	1

第2章 本市の特別支援教育の現状と課題

1	特別支援教育の現状	2
2	特別支援学校における現状と課題	3
3	特別支援学級における現状と課題	5
4	通級指導教室における現状と課題	7
5	通常の学級における現状と課題	10
6	特別支援教育に関する相談の現状と課題	12

第3章 今後の取組

	基本方針（5つの柱）	13
1	基本方針Ⅰ 共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けた インクルーシブ教育システムの構築	14
2	基本方針Ⅱ 教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備	18
3	基本方針Ⅲ 小・中・高等学校における支援体制整備と 学校支援ネットワークの充実	28
4	基本方針Ⅳ 教職員の専門性の向上	33
5	基本方針Ⅴ 相談や保護者支援の充実	37

【資料編】

1	特別支援教育推進検討委員会設置要綱	41
2	特別支援教育推進検討委員会委員名簿	44
3	共生社会の形成をめざした支援教育の推進とインクルーシブ教育システム	45
4	小・中・高等学校における校内支援体制	46
5	「個別の指導計画」と「個別の教育支援計画」について	48
6	共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための 特別支援教育の推進（報告）概要	50
7	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について （文部科学省通知）	57

第1章 推進計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

本市においては、平成17年3月に「川崎市特別支援教育推進計画」を策定し、この計画に基づいて、基本方針「1 聾・養護学校の機能拡充と特色ある学校づくり」、「2 小・中学校における特別支援教育の推進」、「3 教員の専門性の向上」、「4 一貫した相談支援体制の整備」を推進してきました。

この間、国においては、平成23年8月に障害者基本法の一部改正（可能な限り障害者の児童生徒と障害者でない児童生徒が共に教育をうけられるよう配慮する）が行われ、平成24年7月には中央教育審議会初等中等教育分科会において「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（障害のある者と障害のない者が、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すべきである）がまとめられました。

また、平成25年6月に障害者差別解消法（地方公共団体は障害を理由とする差別の解消の推進に必要な施策を策定し実施しなければならない）の公布があり、特別支援教育にかかわる様々な制度改革が進められてきました。平成26年1月には、障害者の権利に関する条約が批准され、共生社会の形成に向けた取組が進められています。

このような状況の中、本市では、これまでも「共に生き、共に育つ環境を創り、心を育む」ことを教育プランの重点施策に位置づけてきました。このたび、検討委員会からの報告を受けて、共生社会の実現に向けた取組として、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての子どもを対象に、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく支援教育という新たな概念のもとに取組むとともに、障害のある子どもの教育的ニーズに応じた特別支援教育のさらなる充実に向けた取組を推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、検討委員会における検討結果を踏まえ、第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プランの基本理念・基本目標のもと、「基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する」の事務事業「特別支援教育推進事業」に位置づけています。

これにより、今後の本市の特別支援教育については、その在り方、方向性等を第2期川崎市特別支援教育推進計画で示しながら、年度ごとの取組内容を実施計画として掲載した、第2次川崎市教育振興基本計画かわさき教育プランにおいて教育施策全体の中で進捗管理を行い、推進していきます。

3 計画の期間及び運用

平成27年度から概ね10年間とします。

なお、社会状況の変化や国及び県の施策の動向等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

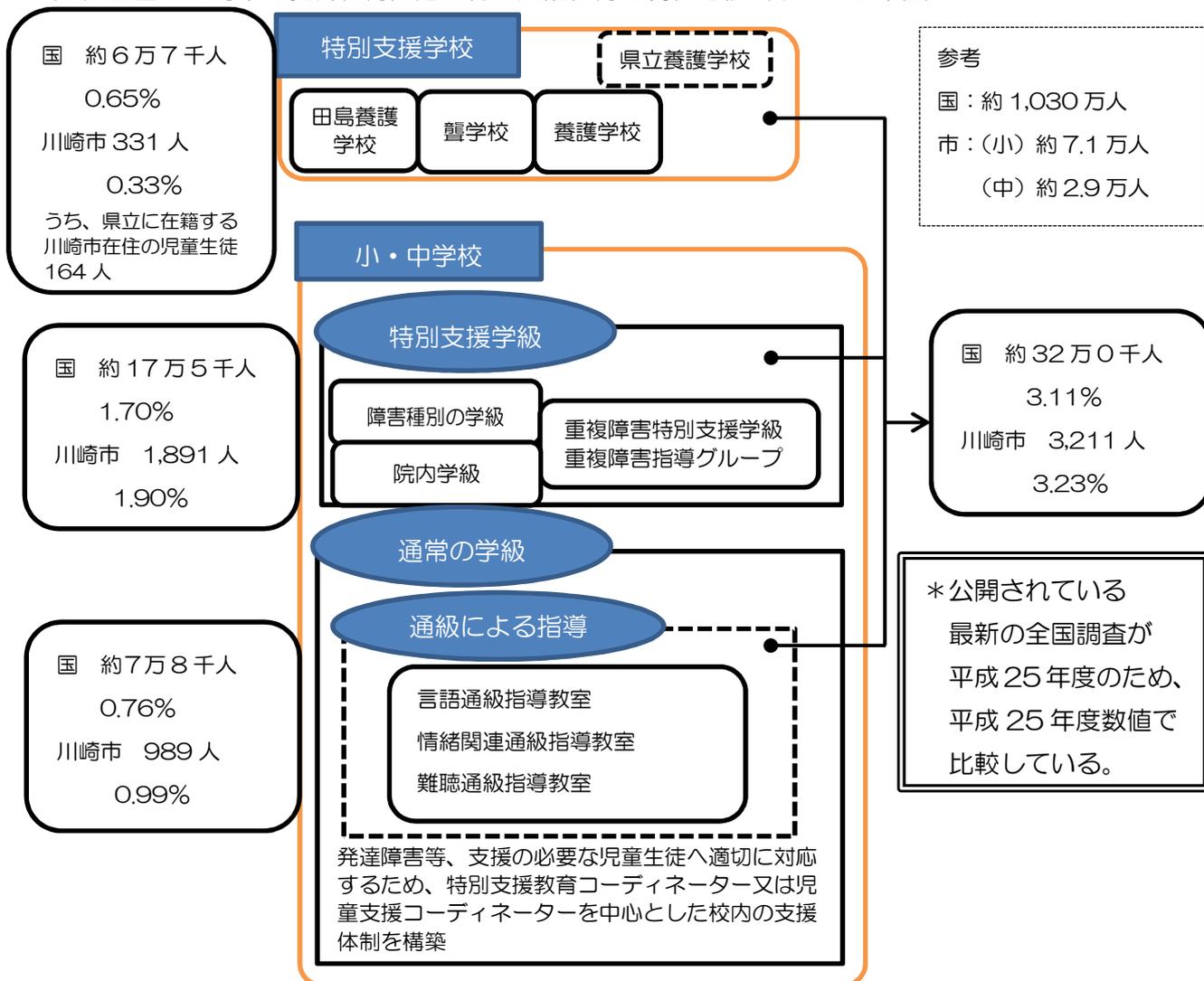
第2章 本市の特別支援教育の現状と課題

1 特別支援教育の現状

本市の特別支援教育は、特別支援学校を4校（分校含む）設置し、障害に応じた専門的な教育の実践を重ねるとともに、小学校に重複障害児童の学びの場として「重複障害特別支援学級」及び「重複障害指導グループ」を設置し、子ども同士の日常的な交流とともに、特別支援学校に準じた障害に応じた専門的な教育を実施してきました。

また、すべての小・中学校に特別支援学級を設置し、地域で共に学び共に育つ教育を推進するとともに、小・中学校の通常の学級及び高等学校に在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対しても、コーディネーターを中心とした校内の支援体制整備に取り組んできました。さらに、専門的な学びの場として小学校では、各区に言語と情緒関連通級指導教室を設置し、中学校では、南部・中部・北部の3校に情緒関連通級指導教室を設置し、特別支援学校では、聾学校に難聴通級指導教室を設置するなど、教育的ニーズに応じた多様な学びの場の充実に取り組んできました。

（1）全国と川崎市の義務教育段階の特別支援教育の現状比較（平成25年度）

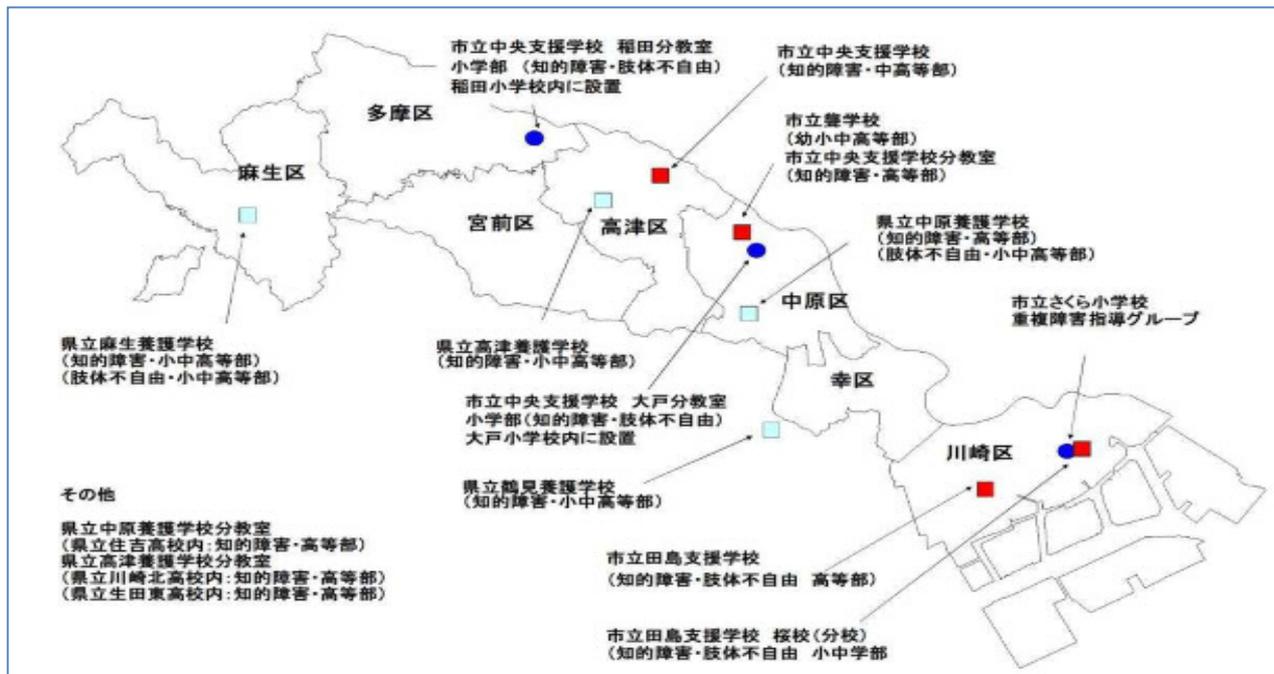


通常の学級に6.5%程度の発達障害の可能性のある児童生徒が在籍(文科省H24 全国調査結果報告より)
 内訳：小学校 7.7%(小1年 9.8%、小6年 6.3%) 中学校 4.0%(中1年 4.8%、中3年 3.2%)
 国 約67万人 川崎市 約6,400人

2 特別支援学校における現状と課題

川崎市域には、県立の特別支援学校4校と市立の特別支援学校4校（分校含む）とその分教室が設置されています。その他に、さくら小学校内に特別支援学校小学部と同様の重複障害児童の学びの場として、重複障害指導グループを設置しています。

(1) 川崎市域の特別支援学校と重複障害指導グループの配置図（平成26年度）



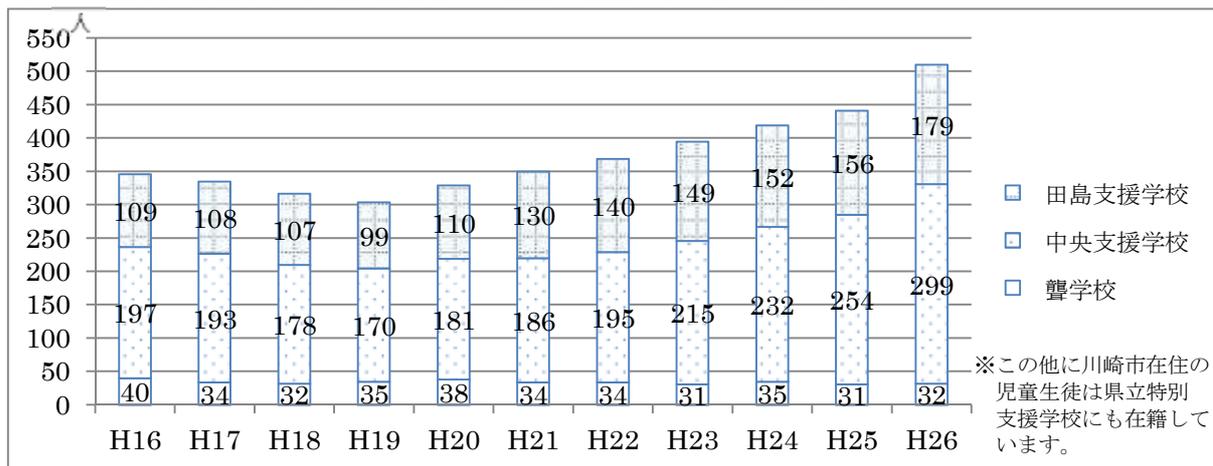
知的障害の市立特別支援学校3校（分校含む）の在籍児童生徒数は、平成19年度以降増加しており、中でも高等部の生徒数の増加が顕著です。これは、神奈川県や国全体でも同様の増加がみられます。本市は、人口の増加が平成30年代の半ばまで続くことが想定されており、知的障害の特別支援学校の在籍児童生徒の増加に対して、設置義務のある県教育委員会と連携した取組が、喫緊の課題です。

それに対し、県教育委員会は、県立麻生養護学校を新設し、また、高等学校内に県立特別支援学校の分教室を設置しました。本市においては、田島支援学校と中央支援学校を再編整備し、また、豊学校内に中央支援学校の分教室を設置し、生徒の増加に対応してきました。

(2) 川崎市域の特別支援学校の設置の推移（4月1日現在）

障害種別	学校	平成16年度	平成26年度
知的障害教育部門	県立特別支援学校	3校	4校
	県立特別支援学校分教室	0教室	5教室
	市立特別支援学校	2校	3校（分校含む）
	市立特別支援学校分教室	0教室	3教室
肢体不自由教育部門	県立特別支援学校	1校	2校
	市立特別支援学校	0校	3校（分校含む）
	市立特別支援学校分教室	0教室	2教室
聴覚障害教育部門	市立聾学校	1校	1校

(3) 市立特別支援学校の在籍幼児児童生徒数の推移（5月1日現在）



知的障害の市立特別支援学校3校（分校含む）において、平成19年度以降は年々増加しており、校舎開設時の想定数を大幅に上回る児童生徒数になっています。

在籍児童生徒数の増加に対して、10年の間に県立麻生養護学校（知肢併置）と県立特別支援学校高等部分教室5教室が設置され、市立特別支援学校高等部分教室1教室を設置しました。平成26年度の市立田島支援学校の再編整備により、さらなる受入定員の拡充を図りました。

*平成26年度から、次のとおり校名の変更及び重複障害特別支援学級を特別支援学校小学部へ再編しました。

校名：田島養護学校 ⇒ 田島支援学校

養護学校 ⇒ 中央支援学校

学級：大戸小学校 重複障害特別支援学級 ⇒ 中央支援学校小学部 大戸分教室

稲田小学校 重複障害特別支援学級 ⇒ 中央支援学校小学部 稲田分教室

(4) 市立特別支援学校の就労状況

項目		平成20年度 卒業	平成21年度 卒業	平成22年度 卒業	平成23年度 卒業	平成24年度 卒業	平成25年度 卒業*
卒業時 就職率	卒業時就職 数/卒業生 数	10人/66人 15.2%	13人/70人 18.6%	17人/61人 27.9%	12人/84人 14.3%	14人/75人 18.7%	23人/79人 29.1%
3年間 定着率	3年間就労 継続者数/ 卒業時就職 者数	9人/10人 90%	11人/13人 84.6%	13人/17人 76.5%			
21歳 時就職 率	21歳時就 職者数/卒 業生数	17人/66人 25.8%	16人/70人 22.9%	19人/61人 31.1%			

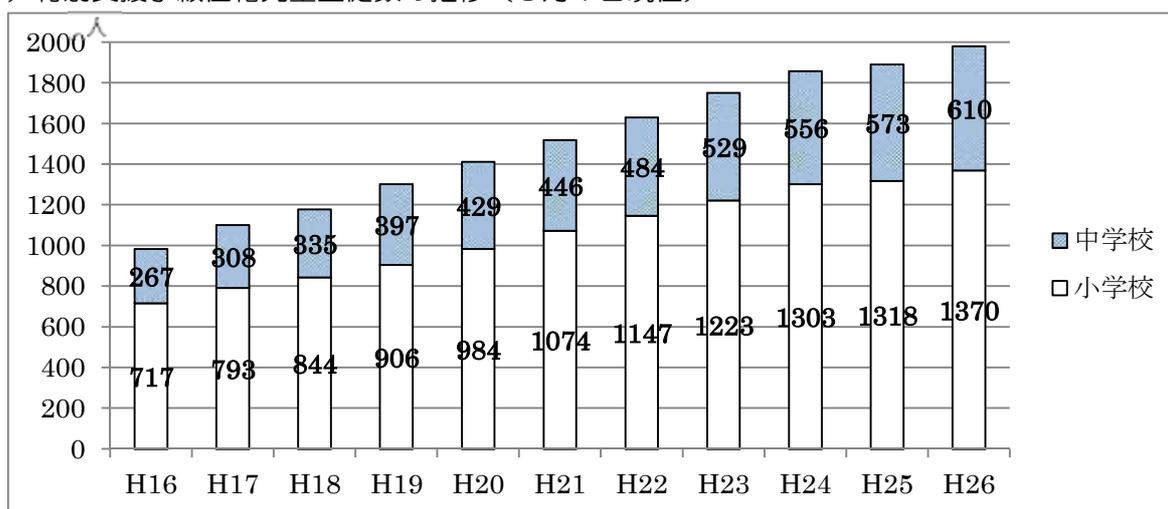
市立特別支援学校の卒業生は、年度によって違いがありますが、平成20年度から平成25年度までの6年を平均すると企業への就労率は約20.6%となっています。高等部の生徒の障害状況の変化により、軽度の障害生徒に応じ、社会的自立をめざした教育の推進が求められています。

*平成25年度から、市立中央支援学校分教室の卒業生の数が加算されています。

3 特別支援学級における現状と課題

小・中学校の特別支援学級在籍児童生徒数は、10年間で約2倍の増加となっています。地域で学び育てることを大切にし、現在、すべての小・中学校に特別支援学級を設置しています。しかし、各学校の特別支援学級は、在籍児童生徒数が増加し、その障害も重度・重複化、多様化しており、障害に応じた専門的な教育や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の在り方が課題となっています。

(1) 特別支援学級在籍児童生徒数の推移（5月1日現在）



平成16年度から10年間で特別支援学級の在籍児童生徒数は、小学校では717人から1,370人へ約1.9倍の増加、中学校は267人から610人へ約2.3倍の増加となっています。

なお、この間の担当教員数は、小学校では387人から434人へ約1.1倍、中学校は129人から178人へ約1.4倍となっています。

(2) 特別支援学級の設置の推移（5月1日現在）

障害種別	学校種	平成16年度			平成26年度		
		学級数	人数	合計人数	学級数	人数	合計人数
知的障害	小学校	106	324	444	130	592	857
	中学校	44	120		62	265	
肢体不自由	小学校	52	54	73	47	60	74
	中学校	16	19		13	14	
病弱・身体虚弱	小学校	40	49	68	45	50	77
	中学校	12	19		22	27	
弱視	小学校	3	4	4	15	16	19
	中学校	0	0		3	3	
難聴	小学校	19	20	23	24	25	36
	中学校	3	3		10	11	
自閉症・情緒障害	小学校	105	266	371	132	627	917
	中学校	42	105		60	290	
合計	小学校	325	717	982	393	1,370	1,980
	中学校	117	265		170	610	

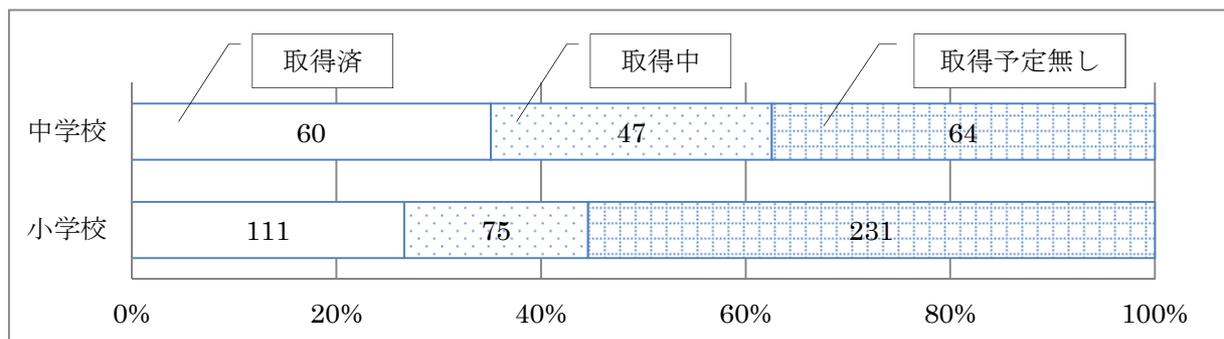
平成16年度から10年間で障害種別にみると、知的障害が、444人から857人へ約1.9倍の増加、自閉症・情緒障害が、371人から917人へ約2.5倍の増加となっています。

(3) 特別支援学級学年別児童生徒数（平成 26 年 5 月 1 日現在）

	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
小学校	207 人	202 人	199 人	261 人	238 人	263 人	1,370 人
中学校	214 人	194 人	202 人				610 人

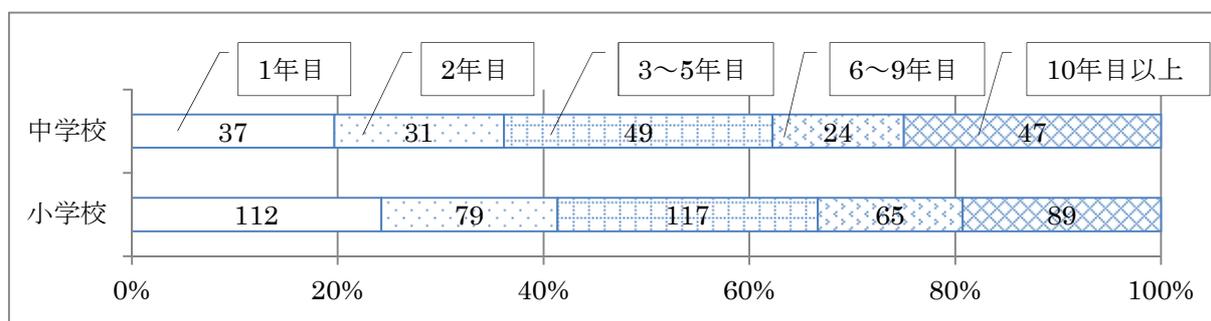
学年別の在籍児童数をみると、小学校では、低学年より中・高学年の方が多くなっており、途中から特別支援学級へ入級する児童が多くいることを示しています。

(4) 特別支援学級の特別支援学校教諭免許状取得率（平成 25 年 12 月末日現在）



特別支援学級の担任の特別支援学校教諭免許状の取得者は 3 割程度となっており、特別支援教育の専門性をもつ教員の養成や配置が課題となっています。

(5) 特別支援学級の担任の経験年数（平成 25 年 12 月末日現在）



特別支援学級担当経験年数も 2 年未満が 4 割程度となっており、障害に応じた指導などの専門性をもつ教員の養成が課題となっています。

(6) 院内学級の指導児童生徒数（5 月 1 日現在）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
小学校（稗原小）	4 人	4 人	4 人	6 人	4 人	4 人	2 人	2 人	3 人
学習参加	1 人	2 人	3 人	3 人	3 人	2 人	5 人	4 人	
中学校（菅生中）	0 人	1 人	2 人	0 人	0 人	1 人	1 人	1 人	3 人
学習参加	1 人	0 人	2 人	0 人	0 人	0 人	3 人	7 人	

院内学級の在籍児童生徒数は年度によってばらついていますが、入院期間の短縮に伴い、年々減少していくと考えられます。中学校は、平成 21 年度 9 月に開級しましたが、平成 22 年度は閉級し、再び平成 23 年度に開級となっています。また、平成 26 年度から、教育課程に基づく教育の充実をめざし、学籍を移さない「学習参加」を廃止しました。

4 通級指導教室における現状と課題

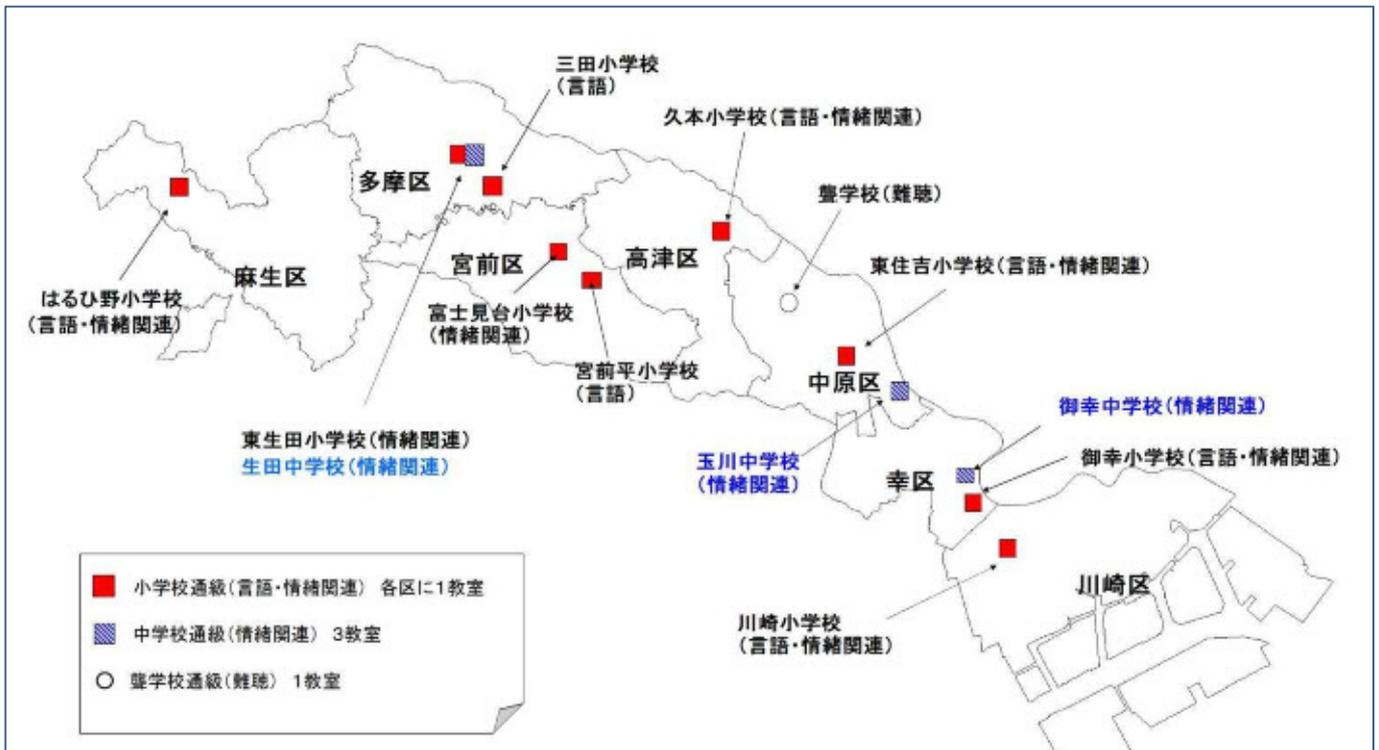
本市における通級指導教室は、「ことばの教室」と称した言語の通級指導教室からスタートし、教育実践を積み重ねてきました。情緒関連の通級指導教室は、菅小学校での研究実践を経て、「情緒関連通級指導教室*」として設置してきました。

現在、小学校においては、7区すべてに言語と情緒関連の通級指導教室を設置しています。中学校においては、南部・中部・北部の3校に、情緒関連通級指導教室を設置しています。聾学校においては、難聴通級指導教室を設置しています。

通級指導教室担当教員の世代交代もあり、担当教員の養成や専門性の向上等が課題となっています。

*情緒関連通級指導教室…本市では、情緒障害、LD、AD/HD を対象とした通級指導教室のことをいいます。

(1) 川崎市の通級指導教室の配置図 (平成 26 年度)

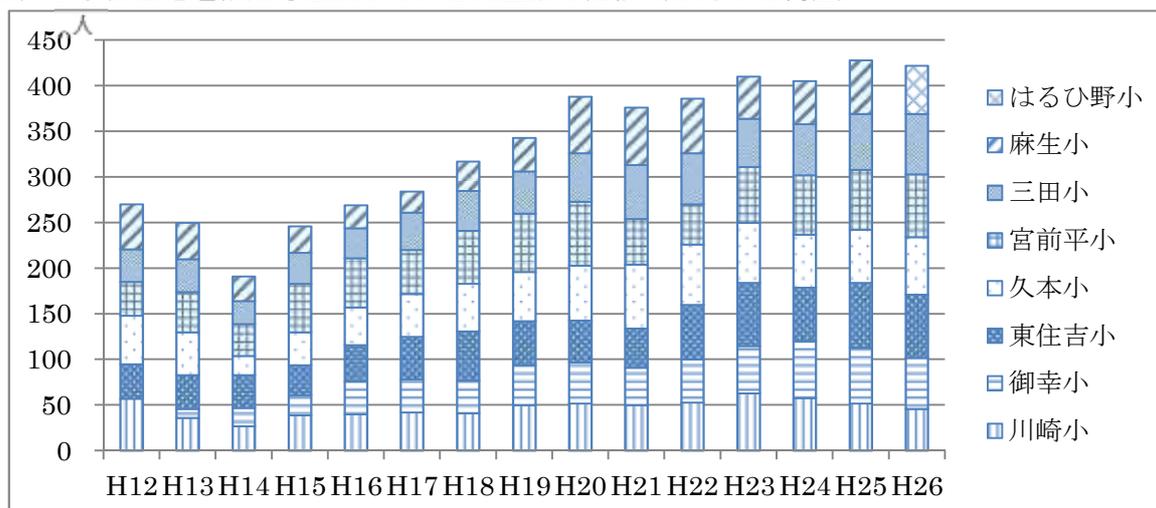


(2) 通級指導教室設置の現状 (4月1日現在)

障害種別	学校種	平成16年度	平成26年度
情緒関連	小学校	1校	7校
	中学校	0校	3校
言語障害	小学校	7校	7校
聴覚障害	特別支援学校	0校	1校

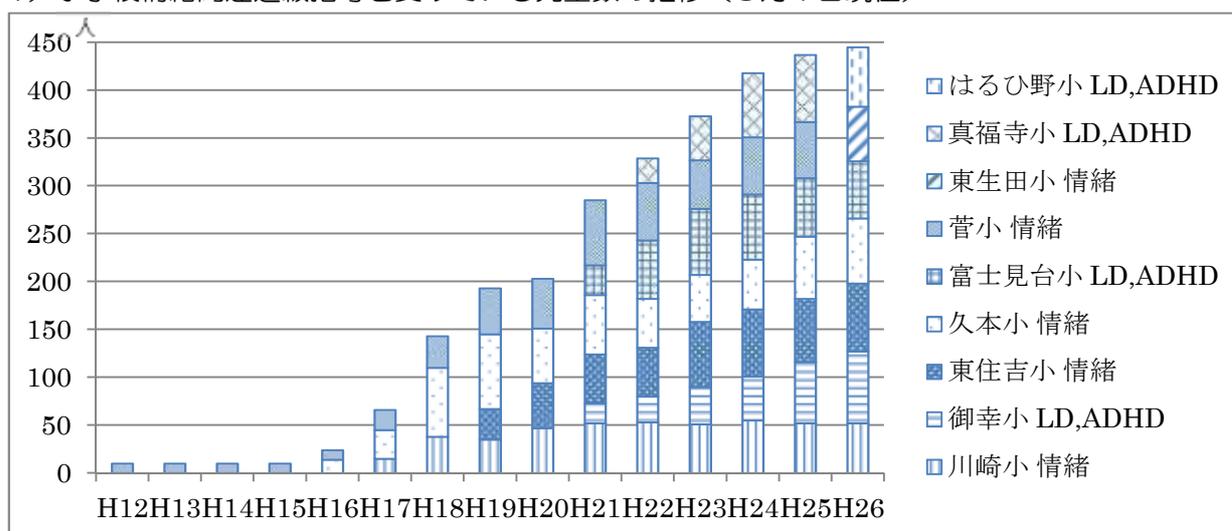
平成 26 年度、小学校においては通級による指導を受けている児童生徒数の増加等に対応するため、東生田小学校及びはるひ野小学校に通級指導教室を整備しました。また、中学校においては南部・中部・北部の3校体制とするため、生田中学校の通級指導教室を新たに設置しました。

(3) 小学校言語通級指導を受けている児童数の推移（5月1日現在）



小学校の言語通級指導教室は、平成13年度に各区に1校設置が完了しました。その後も、通級指導を受けている児童数は増加となっています。

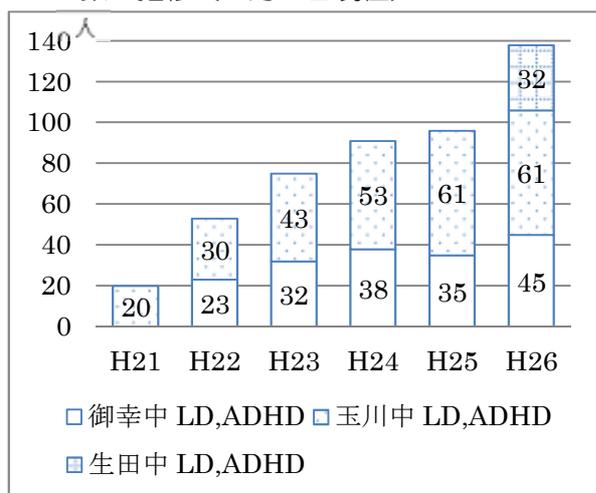
(4) 小学校情緒関連通級指導を受けている児童数の推移（5月1日現在）



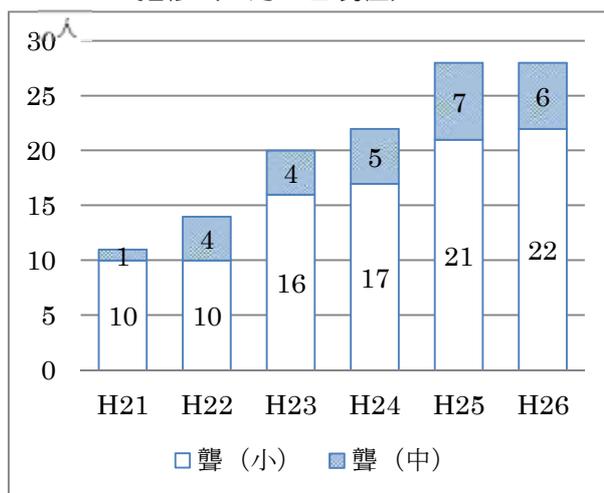
小学校の情緒関連通級指導教室は、平成12年度に発達障害の可能性のある児童に対する専門的な教育の場として菅小学校に設置し、その後、実践研究に基づき、平成22年度に7校に設置しました。

通級指導を受けている児童数は、各区に整備された平成22年度から平成26年度にかけ329名から445名へ約1.4倍に増加となっています。

(5) 中学校情緒関連通級指導を受けている生徒数の推移（5月1日現在）



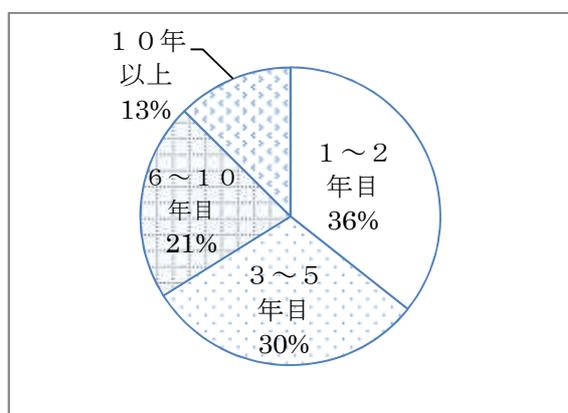
(6) 難聴通級指導を受けている児童生徒数の推移（5月1日現在）



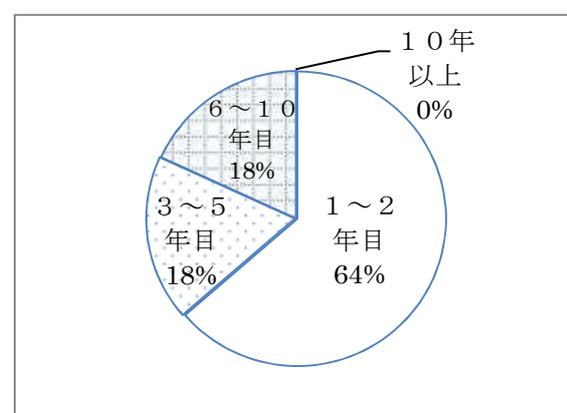
中学校の情緒関連通級指導を受けている生徒数も、増加となっています。小学校の情緒関連通級指導を受けている児童数の推移から、さらに増加すると考えられます。

聾学校の難聴通級指導教室は、通常の学級に在籍している難聴の児童生徒へ周知が図られ、平成21年度から増加となっています。

(7) 小学校通級指導教室担当教員の経験年数の推移（平成26年5月1日現在）



(8) 中学校通級指導教室担当教員の経験年数の推移（平成26年5月1日現在）



言語の通級指導教室の担当教員の世代交代や情緒関連の通級指導教室の増設により、経験年数の短い教員の割合が高くなっています。そのため、教員の研修の充実や中核となる教員の養成が課題となっています。

5 通常の学級における現状と課題

本市においては、通常の学級に在籍する発達障害等の特別な教育的ニーズのある児童生徒に対して、平成16年度より校内支援体制作りに取り組み、小・中学校において特別支援教育コーディネーター*を指名し、その特別支援教育コーディネーターを中心に校内委員会の開催、校内研修会、専門機関との連携等の実践を重ねてきました。校内委員会で検討した件数の明らかな増加は、今まで支援が必要だと気づかれなかった児童生徒に対する気づきが促進したと考えられます。また、支援を必要とする児童生徒に対する学校全体での情報共有が進んだとも考えられます。しかし、学校や地域の事情等によって校内支援体制の整備状況には差があります。また、特別支援教育コーディネーターの経験年数は、3年以内が多く、経験を積み重ねるのが難しいなどの課題や、半数以上が学級担任をしながら特別支援教育コーディネーター業務に取り組んでいるため、活動に専念できる時間の確保が難しいなどの課題が明らかになってきました。

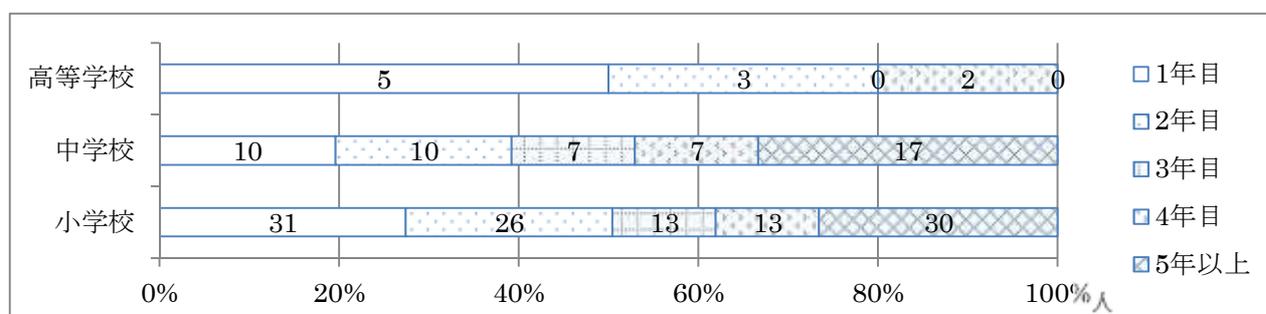
*小学校では、平成24年度特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、児童支援コーディネーターと称して専任化に向けて取り組んでいます（平成26年度は44校）。そのため、特別支援教育コーディネーターと児童支援コーディネーターを合わせて、コーディネーターと表記します。

(1) 通常の学級における特別支援教育体制の現状（12月末日現在）

学校種	学校	平成21年度	平成25年度
小学校	コーディネーター指名	114校 100%	113校 100%
	校内委員会設置	114校 100%	113校 100%
	校内委員会等で検討した件数	2,905件	6,678件
中学校	コーディネーター指名	51校 100%	51校 100%
	校内委員会設置	51校 100%	51校 100%
	校内委員会等で検討した件数	556件	981件
高等学校	コーディネーター指名	10校 100%	10校 100%
	校内委員会設置	10校 100%	10校 100%
	校内委員会等で検討した件数	8件	133件

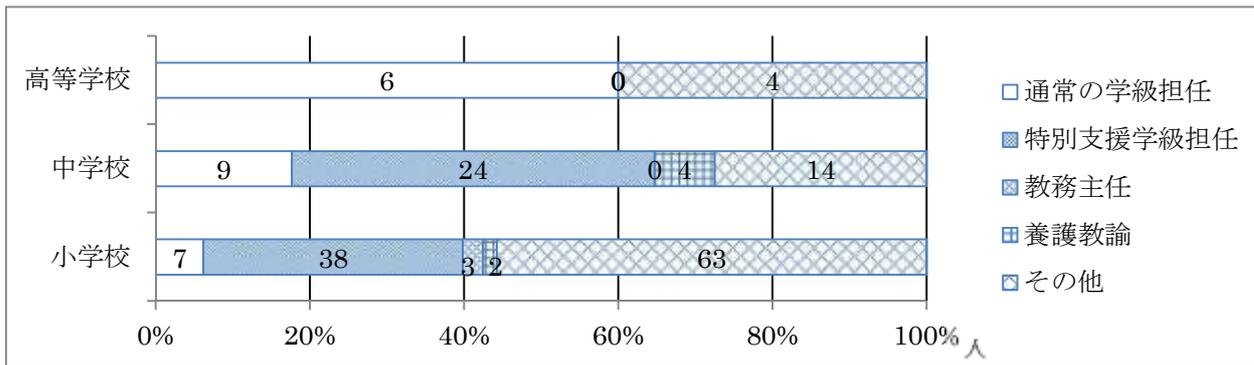
特別な支援が必要な児童生徒に対して、その理解や支援の在り方について校内委員会で検討した件数は、小学校で2,905件から6,678件へ、中学校で556件から981件へ、高等学校で8件から133件へ増加しています。これは、特別支援教育体制の推進により、各学校において支援を必要とする児童生徒に対する気づきが促進された成果であると考えられます。

(2) コーディネーターの経験年数（平成25年12月末日現在）



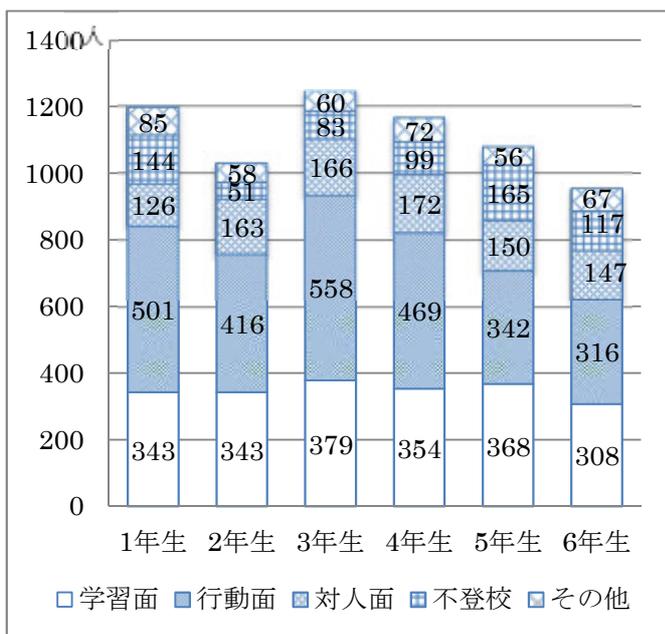
経験年数が2年以下の割合は、小学校で約5割、中学校で約4割、高等学校で8割であることから、その役割の周知と必要な知識の習得と蓄積等が課題であると考えられます。

(3) コーディネーターの兼務状況（平成 25 年 12 月末日現在）

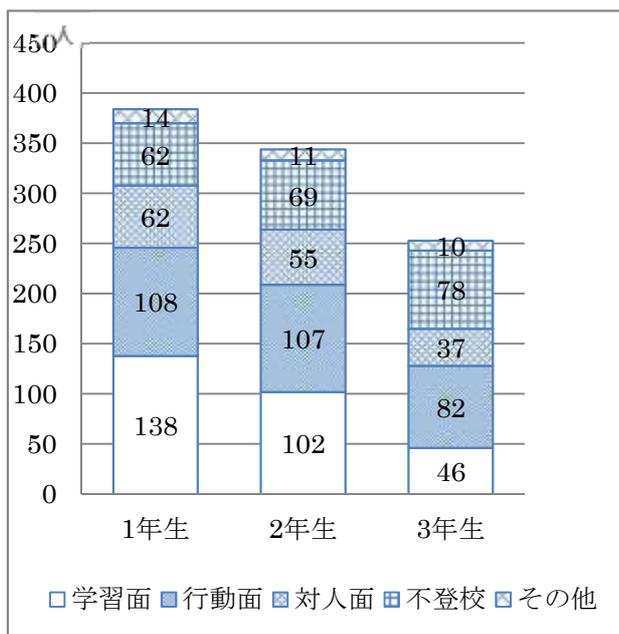


小学校の約 4 割、中学校の約 6 割のコーディネーターは、通常の学級あるいは特別支援学級の担任と兼務しています。そこで、本市では平成 24 年度、小学校 7 校においてコーディネーターがその業務に専念できる環境を整えるモデル事業を開始しました。平成 26 年度には小学校 44 校において専任化されたコーディネーター（児童支援コーディネーター）が、校内の教育的ニーズのあるすべての児童を対象とした支援活動の推進役として活動しています。

(4) 小学校の校内委員会検討内容の分析
（平成 25 年 12 月末日現在）

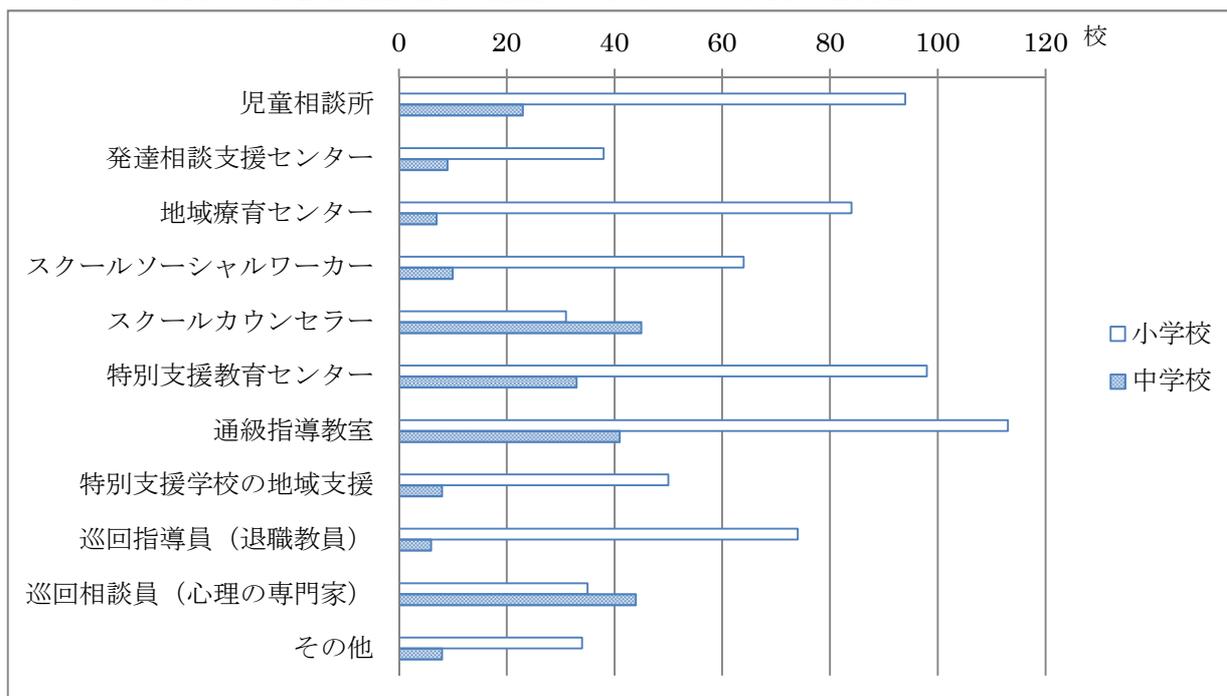


(5) 中学校の校内委員会検討内容の分析
（平成 25 年 12 月末日現在）



小学校では、低・中学年は、行動面の課題が多く検討されており、高学年から不登校の課題の割合が高くなっています。中学生における検討人数では、1年生が最も多く、学年が上がるに従い少なくなっています。内容も行動面の課題、学習面の課題という順になっています。小学校に比べ不登校の課題の割合が高くなっているのも中学校の特徴です。

(6) 小・中学校における専門機関との連携（平成 25 年 12 月末日現在）

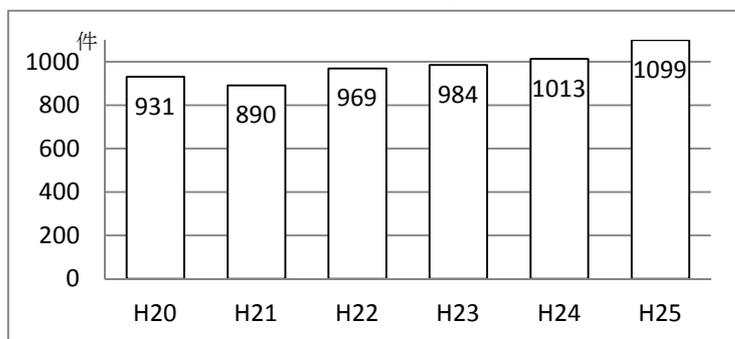


小学校では、通級指導教室、特別支援教育センター、児童相談所等との連携が多く図られています。中学校では、スクールカウンセラー、巡回相談員、通級指導教室等との連携が図られており、校種による特色がみられます。平成 24 年度より発達障害の可能性のある生徒への気づきを促すため、心理の専門家による巡回相談は、中学校へ重点的に配置しました。そのため、小学校では、巡回指導員（特別支援教育の経験豊かな退職教員）の利用が増えていると思われます。

6 特別支援教育に関する相談の現状と課題

特別支援教育に関する相談については、総合教育センターに相談窓口を設け、電話相談や来所相談を行っています。相談件数の増加に伴う申込から相談開始までの期間の長期化や、相談内容の多様化、複雑化などが課題となっています。そのため、早期に相談を開始し、継続して相談を行う体制を検討する必要があります。

(1) 新たに総合教育センターに申し込まれた特別支援教育に関する相談件数の推移



平成 20 年度からの 5 年間で、新規の相談件数は 931 件から 1,099 件へ約 1.2 倍の増加となっています。

第3章 今後の取組

基本方針（5つの柱）

基本方針Ⅰ 共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けた インクルーシブ教育システムの構築

- 1 川崎における支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築
- 2 小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システムの構築
- 3 特別支援学校におけるインクルーシブ教育システムの構築

基本方針Ⅱ 教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備

- 1 サポートノートを作成・活用し、一人ひとりの教育的ニーズの的確な把握とニーズに応じた教育の推進
- 2 小・中学校の通常の学級及び高等学校における支援体制整備の推進
- 3 通級指導教室の教育の充実
- 4 特別支援学級の教育の充実
- 5 入院・施設入所児童生徒の教育の充実
- 6 特別支援学校の教育の充実
- 7 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の推進

基本方針Ⅲ 小・中・高等学校における支援体制整備と 学校支援ネットワークの充実

- 1 小学校における児童支援コーディネーターによる支援体制整備の推進
- 2 中・高等学校における校種の特性や発達段階に応じた支援体制整備の推進
- 3 通級指導教室・特別支援学校のセンター的機能による学校支援の充実
- 4 学校支援ネットワークの充実

基本方針Ⅳ 教職員の専門性の向上

- 1 すべての教職員の特別支援教育に関する基礎的な知識の習得に加え、支援教育の理念の理解促進
- 2 多様な学びの場における教職員の専門性の向上

基本方針Ⅴ 相談や保護者支援の充実

- 1 「教育支援委員会」の考え方に基づく就学相談及び就学後の支援の見直し
- 2 中学校における進路相談・進路指導の充実
- 3 保護者相談・支援の在り方の検討

基本方針Ⅰ 共生社会の形成をめざした支援教育の推進に向けた

インクルーシブ教育システムの構築

現状と課題

本市では、共生社会の形成をめざし、障害のある児童生徒を対象とした特別支援教育のさらなる充実を図るとともに、障害の有無にかかわらず、教育的ニーズのあるすべての児童生徒を対象とした支援教育を推進していきます。

支援教育の推進に向けて、できる限り障害のある者と障害のない者が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を進める必要があります。そのためには、すべての学校において特別支援教育の充実を図ることが不可欠であり、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び支援を行うことが求められています。

めざす方向性と具体的な取組

1 川崎における支援教育の推進に向けたインクルーシブ教育システムの構築

- (1) 本市における支援教育の考え方について理解・啓発の検討を進めます。
- (2) インクルーシブ教育システム^{*1}の構築を着実に進めるため、教育相談の充実や基礎的環境整備と合理的配慮^{*2}の在り方等について検討します。

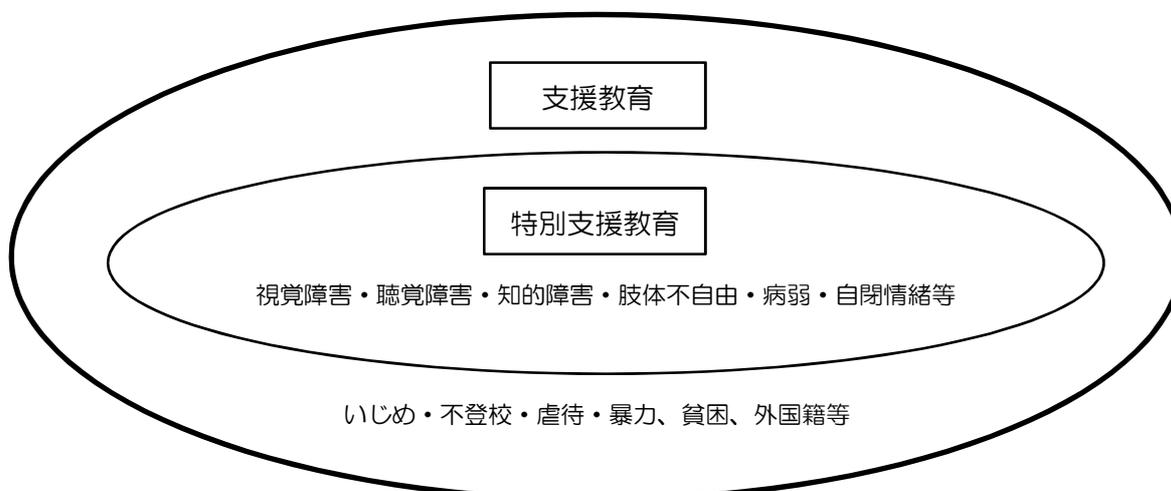
項目	概要
(1) 支援教育の考え方の理解・啓発	幼稚園・保育園・療育センター等の就学前の機関をはじめ、教職員や保護者等に対し、支援教育の考え方の周知に努めます。 《主な取組》 ◇リーフレットの作成配布 ◇関係機関連携会議や研修の充実
(2) 教育相談の充実	保護者・学校との合意形成を図り、適切に学びの場の選択が行えるよう教育相談の充実を図ります。 《主な取組》 ◇本人・保護者と教育委員会、学校等が合意形成を図るための方法の検討
(2) 基礎的環境整備と合理的配慮の在り方の調査検討	基礎的環境整備と合理的配慮の提供に向け、情報収集と検討を進めます。 《主な取組》 ◇モデル校での取組(22～27年度さくら小) ◇合理的配慮に関わる国や県の情報収集と本人・保護者・学校との合意形成の在り方等の検討

2 小・中・高等学校におけるインクルーシブ教育システムの構築

- (1) すべての小・中学校（川崎高等学校附属中学校を除く。）に特別支援学級が設置されている利点を活かし、通常の学級と特別支援学級との間、また、特別支援学校と小・中・高等学校等との間で行われる交流及び共同学習*³を促進し、障害のある子どもと障害のない子どもの相互理解を深め、多様性を尊重する心を育む教育を推進します。そのための具体的な手立ての検討を進めます。
- (2) 高等学校における特別支援教育の推進に向けた検討を行い、教育的ニーズのある生徒への指導・支援の充実を図ります。

項目	概要
(1)小・中学校における交流及び共同学習の促進	すべての小・中学校において、通常の学級と特別支援学級の交流及び共同学習のさらなる充実に努めます。 <<主な取組>> ◇交流及び共同学習の指針作成 ◇交流及び共同学習の推進を図るための特別支援教育サポーター* ⁴ の配置検討 ◇特別支援教室* ⁵ についての情報収集と調査研究
(2)高等学校における特別支援教育の推進	高等学校における発達段階に応じた特別支援教育の充実を図ります。 <<主な取組>> ◇「高等学校における特別支援教育を推進するための検討委員会」の設置 ◇検討委員会の検討結果を踏まえたリーフレット作成配付 ◇リーフレットを活用した高等学校教職員の研修の実施 ◇高等学校における取組の事例収集と発信

支援教育と特別支援教育の概念図



3 特別支援学校におけるインクルーシブ教育システムの構築

- (1) 共生社会の形成に向け、本市の特別支援学校におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、地域に開かれた学校づくり、地域の障害理解の促進、働く場の創出等について検討します。
- (2) 特別支援学校在籍児童生徒の居住地交流を促進するため、特別支援学校在籍児童生徒に対して、居住地の小・中学校に交流籍（副次的学籍）*⁶の設置を検討します。
- (3) 特別支援学校における基礎的環境整備や障害状況に応じた合理的配慮の在り方について効果的な事例の収集を進めるとともに、本人や保護者との支援の在り方についての合意形成やサポートノートへの適切な記載の在り方について検討します。

項 目	概 要
(2)交流籍の検討	<p>特別支援学校における交流及び共同学習の推進を図るため、交流籍（副次的学籍）の在り方について検討します。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇中央支援学校小学部における交流籍の実践と検証 ◇検証に基づき、すべての特別支援学校において交流籍の在り方について検討
(3)基礎的環境整備と合理的配慮の検討	<p>特別支援学校における基礎的環境整備と教育的ニーズに応じた合理的配慮についての事例を収集し、合理的配慮の在り方や学校と保護者の合意形成の在り方について検討します。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇一人ひとりの教育的ニーズに応じた合理的配慮の事例収集 ◇収集した事例や全国の動向を踏まえ、本市の基礎的環境整備や合理的配慮や学校と保護者の合意形成の在り方について検討

* 1 : インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

* 2 : 合理的配慮と基礎的環境整備…「合理的配慮」とは「障害のある子どもが、他の子どもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」、とする。なお、障害者の権利に関する条約において、「合理的配慮」の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

「基礎的環境整備」とは「合理的配慮」の充実を図る上で、欠かせない基礎となる環境整備のこと。国、都道府県、市町村は、必要な財源を確保し、障害のある子どもと障害のない子どもがともに教育を受けるというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「基礎的環境整備」の充実を図っていく必要がある。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

(文部科学省中央教育審議会特別支援教育に関する特別委員会報告より)

* 3 : 交流及び共同学習…障害のある子どもと障害のない子どもと一緒に参加する活動は、相互のふれ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。「交流及び共同学習」とは、このように両方の側面が一体としてあることをより明確に表したものである。また、この二つの側面は分かちがたいものとして捉え、推進していく必要がある。交流及び共同学習は、障害のある子どもの自立と社会参加を促進するとともに、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会となり、ひいては共生社会の形成に役立つものと言える。

* 4 : 特別支援教育サポーター…川崎市立学校における通常の学級及び特別支援学級の指導体制の充実に向けて、発達障害を含む様々な教育的ニーズのある児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行う人材。

* 5 : 特別支援教室…制度として全授業時間固定式の学級を維持するのではなく、通常の学級に在籍した上で障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を必要な時間のみ特別の場で行う形態。(文部科学省中央教育審議会「特別支援教育を推進するための制度の在り方について(答申)」平成17年12月)

* 6 : 交流籍(副次的学籍)…特別支援学校在籍の児童生徒に対する必要な教育的支援を居住地の小・中学校においても円滑に行うため本来の学籍の他に居住地の小・中学校にも副次的に学籍を置く仕組み。本市においては、副次的学籍の目的を明確にするために「交流籍」と表現している。

基本方針Ⅱ 教育的ニーズに応じた多様な学びの場の整備

現状と課題

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える、多様で柔軟な仕組みを整備することが求められています。

本市においては、通常の学級、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場に加え、医療的ケアを必要とする児童生徒や入院している児童生徒に対する支援が求められています。

めざす方向性と具体的な取組

1 サポートノートを作成・活用し、一人ひとりの教育的ニーズの的確な把握とニーズに応じた教育の推進

- (1) 支援体制のさらなる充実を図るために、保護者・学校・関係機関とサポートノート*¹の意義や活用の在り方について共通理解を図ります。
- (2) 通常の学級に在籍する教育的ニーズのある児童生徒に対して、情報の共有や支援の継続が適切に図られるよう、個別の指導計画の作成を促進します。個別の指導計画作成の研修会の開催や通級指導教室との連携による通常の学級担任やコーディネーターのための作成支援等を検討します。
- (3) 特別支援学校と特別支援学級におけるサポートノートの作成率が100%であることを踏まえ、今後は効果的な活用方法(教職員同士や保護者との目標の共有、目標を踏まえた連続性のある授業づくり)についての事例収集や研究を行い、その結果を全市に発信し、サポートノートを活用した支援の充実を図ります。

項目	概要
(1) サポートノートの共通理解と周知	保護者と学校や関係機関に対してサポートノートの必要性和意味について理解啓発を図ります。 <<主な取組>> ◇関係機関連携会議の開催
(2) 通常の学級の教育的ニーズのある児童生徒の個別指導計画作成推進	支援を必要とする児童生徒の特性やそれに適した支援方法について校内で共有し、引継ぎ等を円滑に行うため個別の指導計画の作成を推進します。 <<主な取組>> ◇通級指導教室のセンター的機能を活用した作成支援の検討 ◇個別の指導計画作成の研修の開催
(3) 特別支援学校・特別支援学級における活用と支援の充実	サポートノートの効果的な活用の充実を図ります。 <<主な取組>> ◇効果的な活用の事例収集と学校や保護者に向けた発信

2 小・中学校の通常の学級及び高等学校における支援体制整備の推進

- (1) すべての子どもの学びやすさのために授業のユニバーサルデザイン化*²を推進します。
- (2) 小・中・高等学校の連続した学びの中で、「かわさき共生*共育プログラム*³」を計画的に実施することで、早期に個人や学級の状況を把握し、望ましい人間関係づくりや学級づくりを進めます。
- (3) 小・中・高等学校における多様な教育的ニーズのある児童生徒を支援するために特別支援教育サポーターのさらなる充実と適切な配置に努めます。

項 目	概 要
(1) 授業のユニバーサルデザイン化の推進	誰にとってもわかりやすい授業のユニバーサルデザイン化を進めます。 <<主な取組>> ◇効果的な取組の情報収集とそれを踏まえたリーフレット見直し ◇校種別研修の充実
(2) 「かわさき共生*共育プログラム」の活用による望ましい学級づくりの推進	計画的なプログラムの実施により、望ましい集団づくりを進めます。 <<主な取組>> ◇効果測定とプログラムの効果的な実施
(3) 特別支援教育サポーターの適切な配置	多様な教育的ニーズに適切に応えるための特別支援教育サポーターのさらなる充実と適切な配置について検討を進めます。 <<主な取組>> ◇各学校におけるニーズ調査と適切な配置の在り方の検討

3 通級指導教室の教育の充実

- (1) 小学校の通級指導教室について、教室間の連携を促進し、より効果的な指導体制を構築することを目的として、宮前区と多摩区の言語と情緒関連の通級指導教室の併置について検討を進めます。また、中学校の通級指導教室のさらなる拡充の必要性について調査研究を行います。
- (2) 発達障害のある児童生徒へのICT機器の効果的な配置の在り方と活用方法について、通級での研究を支援するとともに、その成果を全市に発信し、教育的ニーズのある児童生徒の指導の充実を図ります。
- (3) 弱視通級指導教室の必要性等について調査研究を行います。

項 目	概 要
(1) 小学校通級指導教室の併置の検討	宮前区と多摩区において、併置に向けての検討を行います。 《主な取組》 ◇併置に向けて必要な調査及び検討
(1) 中学校通級指導教室拡充の必要性についての研究	中学校の通級指導教室のさらなる拡充の必要性について研究を行います。 《主な取組》 ◇拡充の必要性のについての調査研究 ◇研究結果を踏まえた展開
(2) ICT機器を活用した指導方法の通級指導教室における研究の推進	通級指導教室においてICT機器の効果的な配置と活用に向けた研究を支援し、その成果を市内に発信します。 《主な取組》 ◇研究校での取組 ◇研究成果の発信等への支援
(3) 弱視通級指導教室の必要性等にかかわる調査研究	弱視通級指導教室について、その必要性等について、調査研究を行います。 《主な取組》 ◇情報収集と調査研究 ◇必要性についての検討

4 特別支援学級の教育の充実

- (1) 特別支援学級の児童生徒の障害の重度・重複化、多様化により安全・安心で専門的な教育が求められています、そのため、こども家庭センターや地域の療育センターの専門職（作業療法士*4・理学療法士*5・言語聴覚士*6）との連携により障害に応じた教育の充実を図ります。
- (2) 重度の障害児童生徒に対する支援体制が求められており、教育環境のバリアフリー化（階段昇降機の配置等）や適切な支援体制について検討します。
- (3) 特別支援学級の在籍児童生徒の増加に対して、特別支援学校のセンター的機能を中心とした支援体制の充実を図ります。
- (4) さくら小学校における交流及び共同学習の研究成果の全市での共有に努めるとともに、研究成果を基にさくら小学校の重複障害指導グループ*7のより良い在り方を検討します。

項 目	概 要
(1) 専門職との連携による自立活動の充実	<p>専門職との連携により、障害に応じた自立活動の充実を図ります。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇こども家庭センターによる専門職派遣を継続 ◇療育センターや特別支援学校に在籍する専門職との連携の在り方について検討
(2) 重度の障害児童生徒に対する支援体制の検討	<p>重度の障害児童生徒に対する支援体制について検討します。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇摂食指導（再調理を含む）・生活介助のための支援人材（特別支援教育サポーター等）の効果的な活用や適切な配置の在り方について検討
(3) 特別支援学級の支援体制整備	<p>特別支援学校による効果的な支援の充実に努めます。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇特別支援学校のセンター的機能による効果的支援の在り方について検討と支援の充実
(4) さくら小学校の研究成果を基に重複障害指導グループの在り方の検討	<p>交流及び共同学習の研究成果や重複障害指導グループの在り方検討会の協議を踏まえて、重複障害児童のより良い教育の在り方を検討します。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇さくら小学校重複障害指導グループの在り方検討会での協議と協議に基づく展開

5 入院・施設入所児童生徒の教育の充実

- (1) 市内の病院に長期入院する児童生徒が多くいることから、学習環境を整備する必要があります。入院している児童生徒に対し学籍を移したうえで、学習環境の整備や学習指導を行うため、中央支援学校に病弱教育部門を設置し、訪問指導^{*8}を行います。
- (2) 平成27年度に中原区に設置される情緒障害児短期治療施設^{*9}内における教育施設を井田小・中学校の特別支援学級分教室として開設し、施設を運営する社会福祉法人とも連携を取りながら、教育環境を整備し、安定した学級運営に向けた支援を行います。また、分教室を開設した後も、教育委員会からの必要な支援を継続します。

項 目	概 要
(1)長期入院児童生徒の学習支援の充実	長期入院する児童生徒に対し、学習環境の整備や学習指導等の体制の充実を図ります。 《主な取組》 ◇中央支援学校の訪問部による病院への訪問指導 ◇聖マリアンナ医科大学病院内の稗原小学校、菅生中学校の特別支援学級（病弱）を継続
(2)情緒障害児短期治療施設内の教育環境整備	施設を運営する社会福祉法人と連携しながら教育環境を整備し、安定した学級運営を支援します。 《主な取組》 ◇情緒障害児短期治療施設内における井田小・中学校の特別支援学級分教室の学級運営支援

6 特別支援学校の教育の充実

- (1) 特別支援学校の児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対して、障害に応じた学習指導や学級運営の在り方を指導助言するために、特別支援学校に専門家（学識経験者）を定期的に派遣することについて中央支援学校小学部の実践を踏まえ検討します。
- (2) 特別支援学校の児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対して、自立活動の充実を図り安全・安心な教育を推進するため、専門職（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・看護師等）の配置の在り方について、県教育委員会の手法を参考に関係者による検討を実施します。
- (3) 重度障害児童生徒の教育の充実に向け、特別支援学校のセンター的機能^{*10}の一環として、ボランティアの養成等に取り組む必要があります。
- (4) 中央支援学校大戸分教室、稲田分教室の在籍児童数の推移や教育実践を踏まえ、分校化も含め運営の在り方について検討します。
- (5) 川崎市域の特別支援学校高等部希望者の増加に対して、特別支援学校高等部の受け入れ枠の拡充について、県教育委員会と連携して検討します。
- (6) スクールバス運行会議において、乗車する児童生徒の増加と車椅子児童生徒に対応する適切な配置計画の作成、乗車時間の軽減に向けた効率的運行等について検討します。また、県立麻生養護学校・県立高津養護学校と市立中央支援学校間の運行エリアについて、各学校及び県教育委員会との調整に取り組みます。
- (7) 特別支援学校高等部の障害の比較的軽度の生徒に対して、3年間の充実した学校生活を通じて、働く意欲や態度の育成と共に、自尊感情、規範意識、人と関わる力の育成をめざし、中央支援学校の高等部分教室の今後の在り方について、専門学科^{*11}を持つ高等特別支援学校^{*12}化を含めた検討を行います。
- (8) 特別支援学校高等部の障害の比較的軽度の生徒に対して、3年間の充実した学校生活を通じて、働く意欲や態度の育成と共に、自尊感情、規範意識、人と関わる力の育成をめざし、田島支援学校におけるコース制の在り方を検討します。
- (9) 聾学校は、聴覚障害幼児児童生徒に対する専門的教育の充実と、幼児児童生徒同士の連携の機会を提供するため、教育活動の活性化を図り、聾学校の教育の成果を発信します。また、本市の聴覚支援センター^{*13}として教育相談、通級による指導、巡回指導等の体制充実を図ります。
- (10) 聴覚障害幼児児童生徒の発達の実態に即した指導の充実や、進学や就職に向けた進路指導の充実について検討します。

項 目	概 要
(1) 専門家の定期派遣	<p>児童生徒の重度・重複化、多様化に対して、障害に応じた学習指導や学級指導について支援します。</p> <p>《主な取組》</p> <p>◇専門家（学識経験者）の定期的派遣の検討</p>
(2) 重度障害児童生徒に対する安全・安心な教育の促進	<p>自立活動の教育の充実を図り安全・安心な教育を推進します。</p> <p>《主な取組》</p> <p>◇専門職（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・看護師等）の配置の検討</p>
(3) センターの機能としてのボランティアの養成	<p>特別支援学校のセンター的機能の一環として、ボランティアの養成について学校と検討を進めます。</p>
(4) 中央支援学校大戸分教室・稲田分教室の在り方の検討	<p>中央支援学校大戸分教室・稲田分教室の今後の在り方について検討します。</p> <p>《主な取組》</p> <p>◇分校化も含めた今後の在り方についての検討</p>
(5) 児童生徒数の増加に対する対応	<p>特別支援学校高等部の受け入れ枠の拡充について、県教育委員会と協議します。</p>
(6) スクールバスの運行エリアの調整	<p>スクールバスの運行エリアをより効率的に調整します。</p> <p>《主な取組》</p> <p>◇スクールバス運行会議による、適正な配置計画の作成や効率的な運行による乗車時間の軽減を図るための検討</p>
(7) 中央支援学校高等部分教室の拡充	<p>中央支援学校高等部分教室の拡充について検討します。</p> <p>《主な取組》</p> <p>◇専門学科を持つ高等特別支援学校化を含めた検討</p>
(8) 田島支援学校コース制の充実	<p>田島支援学校高等部におけるコース制の充実を図ります。</p> <p>《主な取組》</p> <p>◇職業教育を主とする専門学科の検討</p>
(9) 聴覚障害教育の充実	<p>聴覚障害教育の充実に向けて取組みます。</p> <p>《主な取組》</p> <p>◇教育活動の活性化や専門性の向上に向けた研修の検討</p> <p>◇聴覚支援センターとしての体制の充実</p>
(10) 進路指導の充実	<p>聴覚障害幼児児童生徒の発達の実態に即した指導や、進路指導の充実について検討します。</p> <p>《主な取組》</p> <p>◇教育課程や支援の在り方、進路指導の充実についての検討</p>

7 医療的ケアを必要とする児童生徒への支援の推進

- (1) 田島支援学校を、川崎市南部地区の医療的ケア^{*14}の拠点校と位置づけ、本校と桜校に看護師を配置し、医療的ケアコーディネーター^{*15}を推進の窓口として、看護師との連携のもとに研修を経た医療的ケア担当教員による実施体制を整備します。
- (2) 小・中学校における医療的ケアの安全性を考慮しながら、衛生的に行える場所の確保、看護師の受け入れ体制の整備、複数のケアへの対応等について、児童生徒の実態や保護者のニーズに応じた柔軟な在り方について検討します。

項 目	概 要
(1) 田島支援学校の医療的ケア拠点校としての整備	看護師との連携のもとに、研修を経た担当教員の医療的ケアの実施を開始します。 <<主な取組>> ◇医療的ケアを実施する体制整備 ◇看護師・担当教員研修を実施 ◇医療的ケア運営会議、専門部会、校内委員会における安全性の確認
(2) 小・中学校における医療的ケアの在り方の検討	小・中学校における医療的ケアの実施に関する調査研究を行います。 <<主な取組>> ◇医療的ケア運営会議における安全性の確認 ◇柔軟な在り方について検討
(2) 特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の登校支援の調査研究	特別支援学校における医療的ケアを必要とする児童生徒の登校支援について調査研究を行います。 <<主な取組>> ◇医療的ケアを必要とする児童生徒の登校支援の調査研究

* 1 : サポートノート…川崎市独自の書式による「個別の教育支援計画」のこと。個別の指導計画を含む。

* 2 : 授業のユニバーサルデザイン化…障害がある子どもだけでなく、すべての子どもにとってわかりやすい授業のこと。整理整頓やルール of 明確化・目でも耳でもわかる提示の仕方の工夫等に取り組むと同時に、子ども同士が尊重し合い、助け合える学級づくりが基盤となる。

* 3 : かわさき共生* 共育プログラム…社会性を育むプログラム。小・中・高等学校までの連続した学びの中で「豊かな自分づくり」「友だちづくり」「仲間作り」のステップを踏みながら、学年の指導に系統性をもたせた人間関係づくりのエクササイズを繰り返し行っていく。

* 4 : 作業療法士…身体又は精神に障害のある人、またはそれが予測される人に対し、その主体的な生活の獲得を図るため、諸機能の回復、維持及び開発を促す作業活動を用いて、治療、指導及び援助を行う専門職。
* 5 : 理学療法士…怪我や病気などで身体に障害のある人や障害の発生が予測される人に対して、基本動作（座る、立つ、歩くなど）の回復や維持、および障害の悪化の予防を目的に、運動療法や物理療法などを用いて、自立した日常生活が送れるよう支援する医学的リハビリテーションの専門職。
* 6 : 言語聴覚士…ことばによるコミュニケーションに問題がある人に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職。また、摂食・嚥下の問題にも専門的に対応する。
(各協会のHPより抜粋)

* 7 : さくら小学校重複障害指導グループ…桜本小学校と東桜本小学校の学校統合により、さくら小学校が誕生した。桜本小学校の特別支援学級と東桜本小学校の重複障害特別支援学級は、制度上は同じ学校教育法第 81 条の「特別支援学級」であるため、現在は、「特別支援指導グループ」と「重複障害指導グループ」と称してそれぞれの障害に応じた指導を実施している。

* 8 : 訪問指導…病気やけがのために入院して学校に通えない児童生徒に対し、特別支援学校の訪問部から教師が派遣され、病院と連携を深めながら、週 2～3 回、1 回 2 時間程度指導を行う。その際、児童生徒の学籍を特別支援学校に移す必要がある。

* 9 : 情緒障害児短期治療施設…児童福祉法第 43 条に規定されている施設で、心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を中心に、学校教育との緊密な連携による総合的な治療・支援を行う施設。

* 10 : 特別支援学校のセンター的機能…学校教育法第 74 条や特別支援学校学習指導要領により、特別支援学校は、地域の学校を支援する特別支援教育のセンター的機能が義務付けられた。これに基づき、夏季の職員向け研修会の実施や、小・中・高等学校の要請に応じて学校へ出向き指導助言を行っている。

* 11 : 専門学科…平成 21 年 3 月に告示された文部科学省の特別支援学校高等部学習指導要領の第 1 章総則第 2 節教育課程の編成第 3 款第 1 章に国語や外国語等の教科に加え、専門学科において「家政」「農業」「工業」「流通・サービス」「福祉」の教科を履修させることができる。本市においては、働く意欲や技能だけでなく、豊かな人間性を含め、総合的に社会自立に向けた力を育てる教育課程の専門学科の検討が求められている。

* 12 : 高等特別支援学校…近年、各都道府県や政令指定において新設が相次いでいる学校。知的障害教育部門高等部単独で設置されることが多く、就労に重点を置いた教育課程により、障害のある生徒の社会自立をめざす。

*13：聴覚支援センター…特別支援学校のセンター的機能として、聾学校の聴覚障害教育の高い専門性を生かして、0歳から2歳児を対象とした教育相談や、専門的指導を必要とする児童生徒のための通級指導教室や、市内の幼・小・中・高等学校に在籍している幼児児童生徒及び担当教員への巡回相談、指導・支援を行う。

*14：医療的ケア…医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医行為である。本市では、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、また、小・中学校においては、週1回90分の看護師訪問を行い、毎日付き添う保護者の負担軽減を図る。

*15：医療的ケアコーディネーター…田島支援学校において、医療的ケアの実施にあたり、校医、保護者、医療的ケア看護師、医療的ケア担当教員との連絡、情報共有や研修の企画等、医療的ケアを安全に実施するための調整役。

基本方針Ⅲ 小・中・高等学校における支援体制整備と

学校支援ネットワークの充実

現状と課題

平成 24 年度の文部科学省調査報告によると、小・中学校の通常の学級に発達障害*¹の可能性がある児童生徒の割合は、小学校では 7.7%、中学校では 4.0%となっており、早期からの適切な支援の必要性が強く求められています。学校における支援の核となる特別支援教育コーディネーター*²は、学級担任を兼務している状況が多く、業務に専念できる環境を作ることが課題となっています。

そこで、平成 24 年度から小学校において、児童支援コーディネーターの専任化を図る取組を実施し、効果の検証を行ってきました。実施校では、学校が把握した支援が必要な児童の多くに改善傾向が見られたとの報告があり、保護者からは、「いつでも相談できる」「学年が変わっても継続して相談ができる」といった評価をいただいていることから、さらにこの取組を推進する必要があります。

また、小・中学校のコーディネーターや担任を支援するため、通級指導教室、特別支援学校、専門機関等の専門性を活かした学校支援ネットワークの整備が求められています。

めざす方向性と具体的な取組

1 小学校における児童支援コーディネーターによる支援体制整備の推進

- (1) 児童支援コーディネーター*³が、家庭環境・友達関係・発達障害等様々な要因で支援を必要とする児童に対して、教育的ニーズに応じた支援体制を構築し、早期に適切な支援と教育を実施することで課題の改善が図れるよう、その活動に専念できる環境の整備を進めます。

項目	概要
(1)児童支援コーディネーターの専任化の推進	小学校における多様な教育的ニーズのある児童への適切な支援を早期に行うことで課題の改善が図れるよう、核となる児童支援コーディネーターの専任化を推進します。 《主な取組》 ◇児童支援コーディネーターの専任化の推進

2 中・高等学校における校種の特性や発達段階に応じた支援体制整備の推進

- (1) 特別支援教育の視点を取り入れた生徒指導や授業のユニバーサルデザイン化、一人ひとりの特性の理解に基づく進路指導等、中学校における支援体制のさらなる充実を図ります。
- (2) 高等学校に在籍する教育的ニーズのある生徒に対する理解促進と効果的な支援の在り方について検討を進め、校内における支援体制のさらなる充実を図ります。

項 目	概 要
(1) 中学校における支援体制整備	発達段階に応じた中学校における支援体制の充実に努めます。 ≪主な取組≫ ◇特別支援教育推進モデル校による取組と成果の発信
(2) 高等学校における特別支援教育の推進	発達段階に応じた高等学校における支援体制の充実に努めます。 ≪主な取組≫ ◇「高等学校における特別支援教育を推進するための検討委員会」の設置 ◇リーフレット作成配付 ◇教職員への研修の充実 ◇協力校の設置
(2) 高等学校への支援人材の配置と効果的な活用の在り方検討	高等学校における発達段階や校種の特性に応じた支援の充実を図るために、支援人材の効果的な在り方について検討します。 ≪主な取組≫ ◇特別支援教育サポーターの配置と効果の検証 ◇就労支援員* ⁴ の活用 ◇巡回相談員の活用と効果の検証

3 通級指導教室・特別支援学校のセンター的機能による学校支援の充実

- (1) 小・中学校の通常の学級及び高等学校に在籍する発達障害等、支援の必要な児童生徒とその担任への支援をさらに充実させるために、通級指導教室のセンター的機能の充実に努めます。また、必要となる担当者の時間確保のため、入級審査会の審査方法や在籍期間等、運営面での改善を検討します。
- (2) 小・中学校の特別支援学級に対する支援を充実させるために、特別支援学校のセンター的機能の充実に努めます。このために特別支援学校がもつ専門性を効果的に学校支援に活かせるように、市域の特別支援学校間の連携体制を強化します。
- (3) 特別支援学校のセンター的機能を充実させるために、専門職（作業療法士・理学療法士・言語聴覚士・看護師等）の配置の在り方を検討し、特別支援学級への支援を中心に、小・中・高等学校に対する支援の充実に努めます。

項 目	概 要
(1)通級指導教室のセンター的機能の充実	通級指導教室のセンター的機能を強化し、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒への支援を充実します。 《主な取組》 ◇運営面の改善 ◇小・中・高等学校との連携の充実
(3)特別支援学校のセンター的機能の充実	特別支援学校のセンター的機能を充実させるために、専門職の配置を始め、必要な手立てを検討します。 《主な取組》 ◇専門職の配置の検討 ◇小・中学校の特別支援学級と特別支援学校の地域支援担当者をつなぐ効果的な連携の在り方を検討 ◇検討結果に基づく展開

4 学校支援ネットワークの充実

- (1) 小・中・高等学校の通常の学級や特別支援学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒とその担任や学校を支援するため、巡回相談員・巡回指導員・地域支援チーム等の効果的な活用の在り方について検討します。また、学校とそれぞれの地域の専門機関（特別支援学校・区のこども支援室・こども家庭センター・児童相談所・地域の療育センター・発達相談支援センター・福祉関係施設・NPO法人等）との専門性を活かした効果的な連携の在り方について検討します。
- (2) 学校の状況を理解し、より効果的な支援につながるよう、支援機関担当者と学校や教育委員会との情報交換や研修の在り方について検討します。

項 目	概 要
(1) 学校支援の在り方の検討	<p>通常の学級に在籍する特別な教育的ニーズのある児童生徒とその担任を支援するため、各機関の専門性を活かした効果的な支援体制づくりをめざします。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇巡回相談員・巡回指導員・地域支援チームの効果的な支援の充実 ◇専門機関それぞれの専門性を活かした効果的な連携の在り方について検討と周知
(2) 支援機関担当者との情報共有や研修の在り方の検討	<p>学校の現状を理解し、効果的な支援が実施できるよう各支援機関の担当者と学校や教育委員会との情報交換の場の設定や研修の相互交流をめざします。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇地域の専門機関の担当者と学校が情報交換できる場の設定 ◇地域の専門機関と特別支援学校が主催する研修に、教職員が互いに参加することが可能となる在り方の検討

* 1 : 発達障害…自閉症、アスペルガー症候群等その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの（「発達障害者支援法」）。

* 2 : 特別支援教育コーディネーター…校内委員会・校内研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口など、特別支援教育のコーディネーター的な役割を担うため、各学校の校長に指名された教員。

* 3 : 児童支援コーディネーター…小学校において、従来の特別支援教育コーディネーターの機能を拡充し、教育相談・児童指導のスキルも併せもち、児童の抱える課題の背景を的確に看取り、校内体制を構築して支援にあたる際に核となる教員。いじめ・暴力行為・不登校をはじめ一人ひとりの子どもの教育ニーズに迅速、的確な対応を可能とするための体制作りを促進することが目的。児童支援コーディネーターがその業務に専念する環境を整えるため、非常勤等を配置し、専任化を図る。

* 4 : 就労支援員…特別支援学校の高等部の生徒の職場実習の先や就職先となる企業を開拓し、企業へ就労した生徒の就労が継続するよう、企業との連携を図るなどの企業への就労に関する支援を行う非常勤職員。企業での経験のある者を雇用し、企業との連携を進めている。

基本方針Ⅳ 教職員の専門性の向上

現状と課題

支援教育を推進するためには、一人ひとりの教育的ニーズに応じた理解と支援に加え、周りの子どもたちの障害理解を促進する必要があり、そのために、すべての教職員に特別支援教育の基礎的な知識の習得と理念の理解が欠かせません。

また、特別支援教育の対象となる児童生徒の増加や障害の重度・重複化、多様化等が進行している中、通級指導教室、特別支援学級、特別支援学校においては教職員の専門性の確保が課題となっており、特別支援学校教諭免許状取得率の向上等の特別支援教育の専門性を計画的に向上させることが求められています。

めざす方向性と具体的な取組

1 すべての教職員に特別支援教育に関する基礎的な知識の習得に加え、支援教育の理念の理解促進

- (1) 支援教育の推進に向けた支援教育やインクルーシブ教育システム構築の考え方について、関係機関や学校管理職等への周知を図るほか、研修の実施等により理解を図ります。
- (2) 発達障害等の障害の特性の理解と二次障害^{*1}の防止のために、新採用教員研修、コーディネーター養成研修、管理職研修や希望研修を通じ、具体的な方法を研修するほか、学校での校内研修を支援するため、サインズ^{*2}・校務支援システム^{*3}などで研修資料を配信できるよう取組みます。

項目	概要
(1) 支援教育やインクルーシブ教育システム構築の考え方の周知	支援教育やインクルーシブ教育システム構築の考え方について、丁寧に周知を図ります。 《主な取組》 ◇理念の周知 ◇研修の実施
(2) 発達障害等に関する学校管理職等への研修	発達障害等の障害の特性と効果的な支援について、様々な研修の機会を利用して周知を図ります。また、校内研修を促進するために必要な資料等をイントラネット等で配信します。 《主な取組》 ◇研修用資料の作成 ◇研修用資料の配信

2 多様な学びの場における教職員の専門性の向上

- (1) 通級指導教室においては、教室の新設や担当する教員の世代交代等に伴い、担当する教員の専門性の向上が求められています。研修の体系化や質の向上に取り組むとともに、言語聴覚士や作業療法士などの専門職の巡回による指導助言等についても検討します。
- (2) 特別支援学級においては、在籍児童生徒数の増加に加え、障害の重度・重複化、多様化の課題に対して、教職員の専門性の育成が求められています。そのため、特別支援学校の公開研修、小・中学校の特別支援教育研究会との連携による実践的な研究や研修の充実を図ります。また、地域の療育センターや福祉関係施設等と研修の連携を推進します。
- (3) 特別支援学校においては、在籍児童生徒の増加に加え、肢体不自由教育部門の新設、医療的ケアの充実、企業就労による社会自立の促進など、新たな対応が求められ、担当する教職員の専門性の向上が必要となっています。そのため、各学校における授業研究や支援会議等による専門性の向上に加え、横浜国立大学、国立特別支援教育総合研究所、福祉関係施設、就労関係機関等の専門機関と連携した、より専門的な研修に取り組むとともに、すべての教員に特別支援学校教諭免許状の取得を促進します。

項 目	概 要
(1) 通級指導教室教員の専門性の向上	<p>通級指導教室を担当する教員の専門性の維持・向上に努めます。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇研修の体系化と研修の質の向上 ◇担当する教員の計画的な養成と配置の推進 ◇専門職の巡回の検討
(2) 特別支援学級教職員の専門性の向上	<p>特別支援学級を担当する教職員の専門性の維持・向上に努めます。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇在籍児童生徒数の増加に対応するため、規模の大きな学級に応じた効果的な学級経営について、小・中学校の研究会と連携した研究とその成果の発信 ◇発達障害や軽度の知的障害のある児童生徒に対する教科指導の研究とそれに基づく研修の実施 ◇障害理解の促進と二次障害を防ぐための適切な支援の研究と成果の発信 ◇特別支援学校との計画的な人事交流を通じ中核となる教員の養成 ◇免許法認定講習会による計画的な免許取得の検討 ◇特別支援学校区分採用教員の特別支援学級への配置の推進 ◇児童生徒の障害特性に応じた授業研究や教材研究の促進 ◇地域の療育センターや福祉関係施設等との連携 ◇教職員の年齢や経験年数に応じた効果的な研修の在り方を検討 ◇計画的にすべての学級に授業づくりや学級運営の指導助言を行う体制を検討

項 目	概 要
(3) 特別支援学校教職員の専門性の向上	<p>特別支援学校教職員の専門性の維持・向上に努めます。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇校内授業研究の充実 ◇児童生徒の障害理解を進めるための支援会議や授業研究における専門家による指導体制の検討 ◇免許法認定講習会による計画的な免許取得の検討 ◇児童生徒の障害特性に応じた授業研究や教材研究の促進 ◇特別支援学校区分の採用の継続と中核となる教員養成のために、福祉機関等と連携した体験型研修の検討と実施 ◇横浜国立大学や国立特別支援教育総合研究所等による専門的な研修への教職員派遣やイントラネット等での研修に向けた検討 ◇特別支援学級との計画的な人事交流の促進 ◇地域支援を担当する教職員の計画的養成と専門性の向上

* 1 : 二次障害…適切な障害の理解がなされないため、不適切な対応により、本来の障害によるもの以上の困難さを生じ、良好な社会適応が妨げられている状況。

* 2 : サインズ…市立学校において、教職員の校務を行うためのイントラネット。学校内の情報共有や学校間又は学校と総合教育センターとの情報共有もできるシステム。個人情報保護されるよう情報の管理も十分配慮されている。

* 3 : 校務支援システム…市立学校の教職員が、校務を効率的に行うために開発されたソフトウェア。教職員間での情報共有や統一した書式による入力情報の共有などにより業務の効率化が図られている。

基本方針Ⅴ 相談や保護者支援の充実

現状と課題

特別支援教育に関する教育相談件数の増加に伴い申込から相談開始までの期間が長期化し、その相談内容が多様化、複雑化しています。そのため、早期に教育相談を開始し、継続して相談を行う体制を検討する必要があります。また、共生社会の形成をめざすためには保護者同士の共通理解を進めて、互いに連携していく関係づくりが求められています。

めざす方向性と具体的な取組

1 「教育支援委員会」の考え方に基づく就学相談及び就学後の支援の見直し

- (1) インクルーシブ教育システム構築のために、文部科学省中央教育審議会特別支援教育に関する特別委員会報告（H24.7）の「教育支援委員会*1」の考え方に基づき、「川崎市就学指導委員会」の在り方について検討します。

項目	概要
(1) 就学相談及び就学後の支援の見直し	就学相談や就学後の支援に関する特別委員会の報告に基づいた国、県、他都市の動向について情報収集し、本市の状況に応じた在り方を検討します。 《主な取組》 ◇国や県の動向の確認と他都市の状況等の情報収集 ◇就学相談や就学後の支援の充実及び教育的ニーズの変化に応じて学びの場を見直す仕組みの研究 ◇就学指導委員会における検討

2 中学校における進路相談・進路指導の充実

- (1) 中学校に在籍する障害のある生徒やその保護者に対して、進路の最新の情報が適切に提供され、一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応えることができる学びの場等の選択が可能となるよう、中学校、高等学校、特別支援学校の進路情報の共有化を図る仕組みについて検討します。

項 目	概 要
(1)障害のある生徒とその保護者への適切な情報提供	<p>多様な教育的ニーズのある生徒一人ひとりが、最も適切な学びの場を選択できるよう必要な情報提供が行える仕組みについて検討します。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇特別支援学級担当者会での進路情報提供の充実 ◇中学校の研究会と連携した進路学習会等での情報提供と進路指導研修
(1)中学校における進路相談・進路指導の充実	<p>進路担当者と特別支援学校や関係機関との連携、高等学校との情報交換等の仕組みを検討し、生徒のより適切な進路選択を進めます。中学校と高等学校の特別支援教育コーディネーターが連携することで、効果的な支援の継続を図ります。</p> <p>《主な取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇中学校の進路担当者と特別支援学校や高等学校との情報交換の仕組みを検討 ◇中学校と高等学校の特別支援教育コーディネーター同士の情報交換の場を設置

3 保護者相談・支援の在り方の検討

- (1) 早期からの保護者の相談支援と子育て支援を充実するために関係機関の連携を図り、サポートノート等を活用することにより、教育相談の充実を図ります。
- (2) 学校における相談*²の充実のためにリーフレットや学校便り等での周知を推進し、すべての保護者に支援が必要な児童生徒の理解を進めます。また、管理職を含め、児童支援コーディネーターや特別支援教育コーディネーターに対して教育相談の在り方を研修し学校における教育相談を進めます。
- (3) 保護者同士の力を活用した相談と相互支援を進めるために、各種親の会、障害者団体、地域教育会議、PTA活動との連携を促進します。
- (4) 関係機関との連携により、保護者に対して福祉サービスや進路に関する情報提供の充実を図ります。

項 目	概 要
(1)サポートノート等の活用による教育相談の充実	サポートノートを活用し、特別支援教育センターの教育相談の充実や関係機関との効率的な連携を図ります。 <<主な取組>> ◇サポートノートの教育相談への効果的な活用についての検討
(2)学校における相談の充実	学校における教育相談を充実させるためのリーフレット等を作成し、管理職研修や特別支援教育コーディネーター連絡協議会で研修を実施します。 <<主な取組>> ◇リーフレットの作成配布 ◇管理職や特別支援教育コーディネーターへの研修実施
(3)保護者同士の力を活用した教育相談	各種親の会、障害者団体、地域教育会議、PTA活動との連携を促進します。 <<主な取組>> ◇主催事業や研修会等への後援や広報への協力 ◇保護者向け理解啓発
(4)保護者への福祉サービスや進路情報の提供	関係機関との連携により、保護者に対して福祉サービスや進路に関する情報提供の充実を図ります。 <<主な取組>> ◇担任を通じた保護者への情報提供 ◇各種親の会や特別支援学校PTA等による情報提供への支援

*1：教育支援委員会…早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、従来の「就学指導委員会」の機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことを期待し、仮称として示された委員会の名称。

*2：学校における相談…各小・中・高等学校において、児童支援コーディネーターもしくは特別支援教育コーディネーターを指名し、教育相談の窓口として周知を図り、相談体制の充実を図っている。これにより、保護者は担任や管理職だけでなくコーディネーターと児童生徒の学習面や行動面、対人関係面等の困っていることについて相談が可能となり、教育的ニーズや支援方法等について、共通理解を図って支援を行う。